

令和4年3月16日発生 福島県沖を震源とする地震に関する 相馬市からののお知らせ（支援制度一覧）

ホームページ
はこちらから

福島県沖を震源とする地震に関する



市民の皆さんが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建に取り組むことができるよう、次のとおり支援制度を一覧にしてお知らせします。

●支援制度一覧（2月8日現在）

支援制度名・問い合わせ先		制度概要 ※詳細はホームページを確認、または問い合わせください。	罹災証明書の判定					
			一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
住宅 減免・免除	一部損壊住宅修理支援 ▼市役所2階建築課（☎37-2178）	被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な部分について、20万円以上の修繕工事を実施した場合に一律10万円の補助金を支給します。 ●補助対象 市内の居住している住宅で、準半壊に至らない（一部損壊）の判定を受けた住宅 ●申請期限 3月31日（金）	○					
	固定資産税の減免 ▼市役所1階税務課（☎37-2128）	地震により被災した方を対象に、令和4年度分の固定資産税の減免を行います。 ※納期未到来の税についてのみ対象。 ※要件ごとに、減免割合があります。詳細は問い合わせください。 ※家屋は申請不要です。 ※家屋のほか、土地や償却資産も減免の対象になります。			○	○	○	○
	市・県民税の減免 ▼市役所1階税務課（☎37-2127）	地震により被災した方を対象に、令和4年度分の市・県民税の減免を行います。 ※納期未到来の税についてのみ対象。 ※要件ごとに、減免割合があります。詳細は問い合わせください。				○	○	○
	国民健康保険税の減免 ▼市役所1階税務課（☎37-2127）	地震により被災した方を対象に、令和4年度分の国民健康保険税の減免を行います。 ※納期未到来の税についてのみ対象。 ※要件ごとに、減免割合があります。詳細は問い合わせください。				○	○	○
	介護保険料の減免 ▼市役所1階税務課（☎37-2127）	地震により被災した方を対象に、令和4年度分の介護保険料の減免を行います。 ※納期未到来の税についてのみ対象。 ※要件ごとに、減免割合があります。詳細は問い合わせください。				○	○	○
	国民年金保険料の免除 ▼市役所1階保険年金課（☎37-2141）	災害により国民年金保険料の納付が困難な方の免除申請を受け付けています。 ●対象者 国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満で厚生年金などに加入していない方） ●免除期間 令和4年2月分～令和6年6月分 ※罹災証明書の判定のほか、住宅、家財やその他の財産などの損害が2分の1以上である場合は、免除の対象になります。			○	○	○	○

支援制度名・問い合わせ先	制度概要 ※詳細はホームページを確認、または問い合わせください。	罹災証明書の判定						
		一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊	
見舞金・支援金	災害見舞金(世帯主) ▼市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	災害により住居に被害を受けた世帯主に対し、見舞金を支給します。 ●対象 ▼全壊 = 1 世帯 10 万円 + 被災者 1 人につき 2 万円 ▼半壊 = 1 世帯 5 万円 + 被災者 1 人につき 1 万円 ※事業者分と重複申請はできません。 ●申請期限 2 月 28 日 (火)			○	○	○	○
	災害見舞金(事業者) ▼市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	災害により事業所に被害を受けた事業主に対し、見舞金を支給します (代表者が相馬市に住民登録のある場合に限る)。 ●対象 ▼全壊 = 1 事業者 10 万円 ▼半壊 = 1 事業者 5 万円 ※世帯主分と重複申請はできません。 ●申請期限 2 月 28 日 (火)			○	○	○	○
	被災者生活再建支援金 ▼市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。 ※住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。 ※半壊は、やむを得ず解体した場合のみ対象。 ●支給金額 世帯人数、罹災判定区分、住宅の解体状況や再建方法により、18 万 7 千 5 百円～300 万円 ●申請期限 ▼基礎支援金 = 4 月 15 日 ▼加算支援金 = 令和 7 年 4 月 15 日			※	○	○	○

令和 4 年 12 月から運用開始

北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝、千島海溝沿いでマグニチュード7クラスの地震が起きた場合、国・気象庁などがその後の巨大地震の発生の注意を呼びかける「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が始まりました。

後発地震注意情報が発信された場合、1 週間程度は災害への備えや迅速な避難態勢の準備をしてください。

●必要な備え

▽津波の浸水区域など、ハザードマップを確認しましょう。

▽安全な避難場所や避難経路を確認しましょう。

▽非常食や飲料水、常備薬など、非常持出品の確認を行いましょ。

▽すぐに避難できる服装などで就寝しましょう。

▽家族との連絡手段、集合場所などを確認しましょう。

※情報が発信されたとしても、必ず巨大地震が発生するとは限りませんが、災害はいつ発生するか分かりません。普段から災害へ備えた準備をしましょう。

防災メール登録
はこちらから

防災メール登録



◎市公式のホームページ、防災メール、ツイッター、ラインで市の情報を発信しています。ぜひ登録ください。

●問い合わせ先 情報政策課 (☎ 37-2117)

編集と発行；相馬市情報政策課 〒 976-8601 相馬市中村字北町 63-3 TEL 0244-37-2117 FAX 0244-35-4196
 ホームページ <https://www.city.soma.fukushima.jp/> Eメール info@city.soma.fukushima.jp